

また、普及情報活動の強化を図るため、農業改良普及所において農家、集団、青少年の各基本・指導・活動記録カードの作成及び普及所だよりの発行を行つたほか、電子複写機、謄写ファックス等の中からメニュー方式により必要性の高い情報活動用機材の整備を行つた。

更に、農政の推進及び普及事業の推進に必要な農家の意向、農村の動向、普及活動の状況を緊急には握るため、緊急実態調査を行うこととし、昭和52年度においては、農業者集団及び青少年集団の実態とそれに対する普及組織の係わり方をは握し、今後の農業生産の担い手の育成等に関する普及指導活動等に資するため「農業関係等集団に関する実態調査」を実施した。

以上のほか、農業改良普及所における普及指導活動の重点課題の設定、重点対象集団の選定等について農家の代表、市町村職員等現地関係者の代表と協議するため、農業改良普及所ごとに農業改良普及推進協議会を開催した。

5 農業改良普及活動事業の実施

(1) 大型技術現地実証特別事業

試験研究機関等で開発された大型技術体系の現地定着化を図るとともに、普及指導の要点を明らかにするため、モデル農家の育成を通じた課題の解決及び現地適応性の実証、展示等を実施した(初年度地区4カ所、2年度地区3カ所、3年度地区5カ所)。

(2) 土地改良地区営農改善特別指導事業

土地改良事業に係る事業効果の早期発現を期するため、大規模な土地改良事業の実施地区であつて、かつ、土地改良事業実施後に営農形態が大幅に変更される地区において、普及指導体制の整備、現地で普及すべき技術等の実証と展示、模範的な経営集団の育成指導等を実施した(初年度地区14カ所、2年度地区15カ所、3年度地区18カ所、4年度地区20カ所)。

(3) 中核的農業経営者育成特別指導事業

農業生産の中核的な担い手を確保し、これらの農家の経営の発展を支援するため、農業改良普及所管内において今後育成しようとする経営類型別に中核的農業者を育成すべく簿記記帳、経営設計等に関する濃密指導を実施した(実施普及所数、初年度分482普及所、2年度分470普及所、3年度分547普及所)。

(4) 地域農業経営育成総合指導事業

意欲的な農業者の経営の発展を支援する観点から個別経営、生産組織の育成計画、異なる経営類型間における土地、労働力、副産物等資源の補完結合計画等を策定し、これに基づき関係機関、団体の参加を得た総合指導体制による濃密指導を実施した(初年度地区123カ所、2年度地区118カ所、3年度地区119カ所)。

(5) 水田等総合利用促進特別営農指導事業

裏作不作付田、ほ場整備田のほか、転換畑、田畠輪換畑を対象として適作物の選定、表裏作を通じた作付体係・安定生産技術確立等のための実証展示ほの設置と技術・経営に関する濃密指導を実施した(373普及所)。

6 農業改良普及員の研修

(1) 研修の実施

農業技術の高度化、農業経営の専門化等農業をとりまく諸情勢の変化に対応して、農業改良普及員の普及指導活動に要する知識と技術の水準を高め、その普及指導力の強化を図るため、52年度においては、下記の研修を実施した。

ア 国において行つた研修

(ア) 新任者研修

農業改良普及員の新任者に対し、普及の理念、普及事業の役割、普及計画の樹立等に関する基礎的知識と適切な判断力を高めるため、都道府県が行う研修に併せて地方農政局単位の全国8地域において、おおむね6日間の研修を実施した。

(イ) 普及所長研修

現地における計画的、組織的な普及指導活動を推進するために必要な知識を習得させ、普及指導活動の効率的展開及び普及所の能率的運営を図るために6日間の研修を実施した。

(ウ) 海外研修

農業改良普及員を海外に派遣し、広く諸外国の農業事情、普及指導の状況を修得させるため、アメリカ合衆国のアイオワ州の州立大学、郡、地域普及所及び農家等において普及指導活動の進め方、普及指導計画の樹立、農家指導の方法等について22日間の研修を実施した。

(エ) 特別研修

当面する農政の重点施策のうち、特に普及指導活動を展開するために必要な地域農業経営育成に係る田作、畑作、田畑作部門のほか、情報活動及び青少年育成の部門について、1部門おおむね10日間の研修を実施した。

イ 都道府県において行つた研修

(ア) 新任者研修

農業改良普及員の新任者に対し、普及事業全般にわたる基礎的知識を修得させるとともに、相互に親和及び啓発向上を図るために、おおむね25日間の研修を実施した。

(イ) 一般研修

農業の動向及び農業技術の進歩に対応した指導力の向上を図るために、農業改良普及員が当面している具体的問題点についておおむね10日間の研修を実施した。

(ウ) 大学留学研修

農業改良普及員を大学に派遣し、大学教育を通じて普及員としての必要な専門技術及び経営管理に関する知識・技術を高め普及指導力の向上を図るために、全国26の国立大学において、1年間の留学研修を実施した。

(2) 改良普及員研修施設の整備

改良普及員の技術の向上及び知識の深化を図り研修の効果を一層高めるため、年次計画に基づき研修施設に対して実験機材等を整備した。

第2 生活改善普及事業

生活改善普及事業においては、農業及び農村社会をとりまく諸情勢に対応し、健全な農家生活と地域社会生活の実現を図るため、健康をめざす生活と生産の調和、優れた農山漁家生活経営の担い手の育成及び生活環境改善の推進を重点目標に置き、農業改良普及事業と密接な連けいを取りながら積極的な推進を図ることとし、次の諸事業を実施した。

1 普及職員の設置

生活改善普及事業に従事する職員として都道府県に専門技術員及び生活改良普及員が設置されている。

(1) 専門技術員

専門技術員は、農家向きの生活技術開発のための実験研究を行うとともに、生活技術について生活改良普及員を指導援助する者(専門技術員(1))と生活改良普及員の活動方式、関係機関・団体等との連けいのあり方等について生活改良普及員を指導援助する者(専門技術員(2))との2種に区分されている。専門技術員(1)は、被服、食物、住居及び家庭管理の4専門項目に区分され、また、専門技術員(2)は、普及指導活動(農民生活)の専門項目を担当している。

昭和52年度末における設置数は、168人であり、その専門項目別、学歴別及び年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、専門技術員の都道府県別の設置数は付表13のとおりであり、都道府県別の専門項目別設置数は、付表15のとおりである。

専門技術員の専門項目別設置数(昭和53年3月31日現在)

区分	項目	員 数
専門技術員 (1)	被服	15
	食物	38
	住居	34
	家庭管理	33
専門技術員 (2)	普及指導活動(農民生活)	48
計		168

専門技術員の学歴別構成(昭和53年3月31日現在)

区分	大学	短大				専修			高 校 (旧高女)	計		
		旧高	専	短	大	農	講	旧專寒科	技 養			
員 数(人)		19		20		50		28	8	11	37	168
比 率(%)		11.3		11.9		29.8		13.7	4.8	6.5	22.0	100.0

(注) 農講—生活改良普及員養成施設

技養—栄養士養成所、保健婦養成所など

専門技術員の年齢別構成(昭和 53 年 3 月 31 日現在)

区分	26~30歳	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~60歳	61歳以上	計
員数(人)	0	3	31	50	48	36	0	168
比率(%)	0.0	1.8	18.4	29.8	28.6	21.4	0.0	100.0

(2) 生活改良普及員

生活改良普及員は、その大部分が農業改良普及員とともに農業改良普及所に所属し、直接農民に接して農民の生活改善全般について総合的な普及指導活動を行つてゐる。

また、一部の生活改良普及員にあつては農民研修教育施設に所属し、農業後継者たる農村青少年の研修教育を行つてゐる。

昭和 52 年度末における設置数は 1,998 人であり、その学歴別及び年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、生活改良普及員の都道府県別設置数は、付表 13 のとおりである。

生活改良普及員の学歴別構成(昭和 53 年 3 月 31 日現在)

区分	大学	短大			準専		高校 (旧高女)	計
		旧高	専	短大	農講	旧専実科		
員数(人)	186	26	1,010	383	23	65	305	1,998
比率(%)	9.3	1.3	50.5	19.2	1.1	3.3	15.3	100.0

生活改良普及員の年齢別構成(昭和 53 年 3 月 31 日現在)

区分	25歳以下	26~30歳	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~60歳	61歳以上	計
員数(人)	263	398	407	320	246	179	184	1	1,998
比率(%)	13.1	19.9	20.4	16.0	12.3	9.0	9.2	0.1	100.0

2 普及職員の資格試験

普及職員の任用資格は、「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令」(昭和 27 年政令第 148 号)によつて、資格試験に合格した者に与える方法と、一定の学歴及び経験を有する者(無試験任用)に与える二つの方法が定められている。

昭和 52 年度に実施した資格試験の概要は、次のとおりである。

(1) 専門技術員

専門技術員の資格試験は、農林水産大臣が「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令施行規則」(昭和 27 年農林省令第 71 号)により実施しているが、昭和 52 年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

専門技術員資格試験実施概要

区 分 \ 専門項目	被 服	食 物	住 居	家庭管理	普及指導活動 (農民生活)	計
受 験 者 数(人)	6	16	5	10	26	68
合 格 者 数(人)	3	4	2	2	9	20
合 格 率(%)	50.0	25.0	40.0	20.0	34.6	31.7

(2) 生活改良普及員

生活改良普及員の資格試験は、都道府県が条例で定めるところにより行つているが、全国的な統一を図るため、農林水産省において条例準則を示している。

昭和52年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

生活改良普及員資格試験実施概要

区 分 \ 学 歴	大 学	短 大	そ の 他	計
受 験 者 数(人)	318	1,373	2	1,693
合 格 者 数(人)	217	688	2	907
合 格 率(%)	68.2	50.1	100.0	53.6

3 普及職員の活動の概要

(1) 専門技術員

専門技術員の活動内容は、普及員に対する指導援助、調査研究、他機関との連けい、普及員以外に対する指導援助その他であるが、普及員に対する指導援助が活動の半分を占めている。その内容は、研修会、現地における指導、指導準備(企画打合せ、カリキュラム作成、資料作成)で、この中で最も多いのは、普及員に対する直接指導である。

調査研究については、特に普及を必要とする生活技術を確立するため、個別課題実験研究や複合課題実験研究を実施しており、他機関との連けいでは農林行政機関、学校教育、社会教育等との連絡調整を行つている。また、普及員以外に対する指導援助としては、農業者に対する直接及び間接指導があり、最近は、農業者健康モデル地区育成事業、農山漁村婦人高齢者活動促進事業、婦人農業従事者セミナー開催事業、生活環境改善対策事業、農山漁村生活中核実験推進事業等各種の事業実施についての指導援助が多くなつていている。

(2) 生活改良普及員

生活改良普及員は、広域を担当する生活改良普及員と地域を担当する生活改良普及員とに機能分担されている。

広域を担当する生活改良普及員は、各農業改良普及所に1名配置され、地域を担当する生活改良普及員相互の連絡調整を図るとともに、関係機関・団体との連けいを図りつつ農業改良普及所管内全域にわたる生活改善の推進に当たつている。

地域を担当する生活改良普及員は、管内の地域を分担して農業者に密着した普及指導活動を進めている。

1 農業改良普及所当たりの生活改良普及員の数は、広域担当を含め3.2人であり、1人当たりの担当農家戸数は、2,420戸、担当市町村数は、1.6市町村である。生活改良普及員の活動限界は、1人当たり担当農家戸数が1,300戸～1,500戸と考えられているが、この限界を超えた戸数を担当しているので、効率的な活動を行うため、次のような活動方式をとっている。すなわち、短期間に活動の効果を上げるとともにその効果を周辺に波及させることをねらいとして、担当地区内において200戸～400戸の範囲の地域を濃密指導地域として選定し、総合普及計画を樹立して活動を進めている。濃密指導地域では農家生活の実態のは握の上に立つて、当該地域の発展の方向に即し、重要かつ共通性の高い改善課題を設定し、講習会、教室等各種の活動を組み合わせて、市町村、関係行政機関、団体等との連携を図りつつ問題解決について計画的に普及指導活動を行つてはいる。

上記以外の地域においても、生活改善上の諸問題に関する啓もう活動及び緊急に解決を迫られている問題に対する事項別指導等の一般活動を行つてはいる。

これらの活動を進めるに当たつては、集団思考による農家相互の改善意欲の向上を図るとともに共同による生活改善の実行を促進するため、グループ育成を行つてはいる。このグループ数は昭和53年3月末現在で約17,500グループで、生活改良普及員1人当たりの援助平均グループ数は約9グループとなつてはいる。グループの所属員数は、昭和53年3月末現在で約326,000人で、1グループ当たり平均員数は約19人である。昭和52年度は、昭和53年3月にこれらの生活改善実行グループ員の手で自主的に第26回農山漁家生活改善実績発表大会が開催された。

ア 活 動 時 間

生活改良普及員が直接農民や生活改善実行グループに対して指導した活動時間は、広域を担当する生活改良普及員及び地域を担当する生活改良普及員とも全活動時間の半分程度となつてはいる。

指導対象別では、濃密指導地域に20%、生活改善実行グループ指導に36%、地域全体の指導に26%、他地域の協力指導及び広域全体の指導に18%という割合になつてはいる。

直接指導以外の活動時間は、指導準備、研修、農業改良普及所内運営の打合せ会議等であるが、普及指導活動を展開するために必要な資料作成、打合せ等のための時間がかなりの部分を占めている。

イ 活 動 内 容

最近における農業及び農村をとりまく諸情勢の変化に対応して、昭和45年に次のとおり当面する重点目標を定め、普及指導活動を展開している。すなわち、①地域計画についての指導助言、②農業構造の改善についての指導助言、③優れた経営の扱い手の育成指導、④需要の動向に即した農業生産についての指導助言、⑤健康をめざす生活と生産の調和についての指導助言、⑥農家及び農村地域の生活環境整備についての指導助言の6項目である。更に当面の農政の重点課題である⑦農業団地育成、⑧水田の総合利用を図るための転作等、

⑨安全な食料の供給と公害防止の3項目についての指導助言を加えた9項目を重点に普及指導活動の展開を図っている。

昭和52年度における生活改良普及員の重点項目に係る総活動時間中の項目別活動割合は、次表のとおりである。

重点項目別活動割合

重 点 項 目	活動割合
地域計画についての指導助言	4.9%
農業構造の改善についての指導助言	1.7
優れた経営の担い手の育成指導	9.6
需要の動向に即した農業生産についての指導助言	3.9
健康をめざす生活と生産の調和についての指導助言	57.8
農家及び農村地域の生活環境整備についての指導助言	20.0
農業団地育成についての指導助言	0.5
水田の総合利用を図るための転作等についての指導助言	1.2
安全な食料の供給と公害防止についての指導助言	0.4
計	100.0

生活改良普及員の普及指導活動において昭和52年度に取り上げた課題の中から特に重点目標に基づき普及計画樹立により改善を進めてきた主なものについて整理すると、次表のとおりである。

重 点 目 標	課 開 題	とりあげている普及所の割合
健康をめざす生活と生産の調和についての指導助言	健康阻害の積極的予防 農作業及び農作業環境の改善 健全な食生活の推進 清潔な被服の着用管理 休養の確保 農薬及び農機具の安全使用 母体の保護 子供の健康増進 効率的な作業体系の確立 労働の適正配分 労働の効率化のための組織化 健康を考えた営農設計と生活設計 必要経費の優先確保と有効利用 老後の生活設計	85.4% 74.1 87.5 51.2 48.5 58.5 18.2 35.8 42.1 62.1 36.6 73.3 55.0 42.6
農家及び農村地域の生活環境整備についての指導助言	機能的で快適な住居とすまい方 個室の整備と家族団らんの場の整備 家族関係の民主化 家庭教育環境の充実 屋敷内環境の整備 住みよい環境づくりの慣習の醸成 快適な生活環境整備の計画化	68.8 35.1 36.6 29.6 68.7 63.4 55.6

重 点 目 標	課 题	とりあげている 普及所の割合
	快適な生活環境施設の設置と運営	51.9%
	児童の健全な遊び場と保育施設の充実	20.8
	老人の慰楽と安全	23.1
	家事労働共同化と施設の活用	25.7
	良好な自然環境の保全	27.2

4 農業改良普及所の運営

(1) 四輪車の設置

生活改良普及員の普及指導活動の効率化に資するため、四輪車(拡声装置付ライトバン)を年次計画に基づき農業改良普及所に整備した。

(2) 生活改良普及員普及器材の整備

視覚その他の感覚に訴えて、農民の理解を的確にする手段として、農業改良普及所に各種の普及器材をメニュー方式により整備した。

(3) 産休生活改良普及員代替職員の設置

生活改良普及員の産前産後の休暇中における普及指導活動の円滑な推進を図り、農家生活の改善向上に支障をきたさないようにするため、産休生活改良普及員代替職員を設置することとし、昭和52年度は157人を設置した。

(4) 生活改善普及活動推進事業の実施

地域住民を通して生活改善課題の調査を行うとともにこれら住民に対し研修を行った。

5 生活改善普及事業の実施

(1) 農業者健康モデル地区育成事業

農業者の生活及び生産に係る環境と健康との相関関係を明らかにし、農業者の健康の維持増進に資するため、42都道府県において健康モデル地区を設定し、健康調査等と自主的な健康管理の指導を行う健康モデル地区育成事業及び全国4地域(4県)において、健康調査、健康管理の指導、健康管理組織の育成等を行う健康農村推進事業を実施した。

(2) 農山漁村生活水準向上対策事業

先に行つた農山漁村地域生活水準診断調査及び向上対策事業の成果に基づき生活水準向上のための対応策等を策定する生活水準向上対策事業を実施した(23県)。

(3) 農山漁村婦人高齢者活動促進事業

農村婦人及び高齢者を対象に生活改善のための資質及び技術の向上を図るため、全国47都道府県において、生活技術習得のための講習会等を開催する農山漁村婦人高齢者活動促進事業を実施した。

(4) 生活環境改善対策事業

地域住民の実践活動を通じて生活環境の改善を図るため、地区生活環境診断カルテの作成、地域生活機能保全講習会の開催、地域生活環境改善協定推進会議の開催、地区生活環境整備計画書の作成等を行う生活環境改善対策事業を実施した(28県、392地区)。

(5) 農山漁村生活中核実験推進事業

先に設置した農村生活中核実験施設の設置目的の達成のため、同施設を媒体とする地域住民の相互交流活動の分析検討、その成果の他地域への波及等を行う農山漁村生活中核実験推進事業を実施した(4カ所)。

(6) 婦人農業従事者セミナー開催事業

婦人農業従事者の労働の適正化及び農家生活における婦人の役割の向上を図るため、セミナーの開催、共通課題の背景の調査等を行う婦人農業従事者セミナー開催事業を実施した(47県)。

6 生活改良普及員の研修

近年の農村及び農家生活の急激な変化に対応した生活改良普及員の資質の向上を図るため、生活改良普及員に対し実施した各種の研修は、次のとおりである。

(1) 国において行つた研修

ア 技術強化研修

生活改善の普及指導活動に必要な知識及び技術の習得並びに高度な普及指導活動の展開に必要な応用技術を体系的に理解させるとともに、今後の現地活動の方向付けに必要な能力を付与するため、中堅の生活改良普及員に対して、35日間の研修を実施した。

イ 広域担当者研修

広域担当者として任務を果たすのに必要な知識及び技術を習得させるため、広域を担当する生活改良普及員に対して、10日間の研修を実施した。

ウ 漁家担当者研修

漁家の生活改善に必要な生活技術並びに漁家に対する初期の普及指導活動に関する知識及び技術を習得させるため、主として漁家を担当する生活改良普及員に対して、20日間の研修を実施した。

エ ブロック研修

① 新任者研修

普及事業の理念、普及指導活動の進め方等に関する基礎的知識及び技術を習得させるため、任用後1年未満の生活改良普及員に対して、おおむね6日間の研修を実施した。

② 活動効率化研修

ブロック内に共通する当面の生活改善課題の解決を図り、生活改良普及員の相互の体験交換を通じて普及指導活動の方法及び生活技術を習得させるため、現地活動経験3年以上の生活改良普及員に対して、おおむね5日間の研修を実施した。

オ 生活改良普及員通信講座

大学卒業程度の一般的な教養を習得させるため、社団法人農山漁家生活改善研究会に委託し、主として通信の方法により、生活改良普及員に対して、通信教育と25日間のスクーリングを実施した。

(2) 都道府県において行つた研修

緊急課題対応研修

緊急課題の解決のために必要な基礎的知識及び技術並びに応用能力を習得させるため、生活改良普及員に対して、20日間の研修を実施した。

7 生活改善技術等確立事業

農山漁村の生活改善のために必要な技術ソースについては、昭和50年度に設立された社団法人農村生活総合研究センター等の研究機関と連携を密にしながらその確保に努めているところであるが、特に早急に普及を必要とする個別又は複合の生活改善技術について、それが地域の農林漁業と農山漁家生活の実態に適応したものとなるよう専門技術員による実験研究を行つた。

(1) 個別課題実験研究

被服、食物、住居、家庭管理又は普及指導活動(農民生活)のいづれかの専門項目について必要に応じて実験農家を設定し、生活技術の適応性の確認のための実験研究を行つた(47都道府県)。

そのうちの幾つかを例示すると次のとおりである。

部 門	実 験 研 究 項 目	実施県名
被 服	○りんご剪定における防寒着に関する実験 ○野菜栽培作業者の「冷え」、「ねれ」対策のための装備に関する実験	山形県 和歌山县
食 物	○みかん農家の選果作業時の冷え対策と作業能率向上に関する実験 ○秋田県農家の実情に即した食料構成の作成に関する実験 ○大豆など自給の利用拡大とその技術に関する実験	山 口 県 秋 田 県 新 潟 県
住 居	○自給野菜の加工利用の実態と野菜漬物に関する実験 ○根菜類の出荷調整作業場の構成並びに作業台の構造に関する実験 ○家庭用給排水処理に関する実験	島 根 県 宮 城 県 千 宮 県
家 庭 管 理	○ビニールハウスにおける休息コーナー並びに選別作業台(キュウリ)の構造に関する実験 ○くり収穫、選別作業の労働と疲労の軽減に関する実験 ○児童の家庭教育に係わる家族の役割意識と行動の改善に関する実験	石 兵 川 県 川 庫 県
普 及 指 導 活 動 (農 民 生 活)	○初心者向き家計設計用家計簿様式の確立に関する実験 ○生産集団における生活改善の緊急課題摘出の方法に関する実験 ○婦人組織が地域社会に及ぼす影響に関する実験 ○健康生活に関する動機づけと問題意識をもたせる効果的な援助方法の実験	沖 北 京 道 北 海 道 京 都 市 佐 賀 県

(2) 複合課題実験研究

被服、食物、住居及び家庭管理のうち2以上専門項目に係る生活改善技術について、必要に応じて学識経験者を構成員とする委員会を設置し、その指導助言を得て実験研究を行つた(47都道府県)。

そのうちの幾つかを例示すると次のとおりである。

実 験 研 究 項 目	実 施 県 名
○主婦の余暇活動の実態とその普遍性に関する研究	栃 木 県
○秋期農作業事故と生活要因の関連とその改善についての研究	新 潟 県
○施設ブドウ栽培農家の健康管理対策(試案)の適応性の確認に関する研究	岡 山 県
○教育期における農家の家計費指標試案設定に関する研究	鹿 児 島 県

8 漁家生活改善普及計画調査樹立事業

漁村の生活は自然的、社会的、経済的諸条件が農村と異なる面が多いので、漁村有識者の助言を得て充分にその生活の仕組み及び集団の構造等についての実態調査を行つた上で、各地域に適した普及計画を樹立し、それに基づいて計画的な活動を進めている。

昭和52年度の実施内容は、次のとおりである。

区分	審議検討委員会	地区検討会
開催箇所数	10県	15地区

第3 農村青少年研修教育事業

1 農村青少年の研修教育

(1) 農村青少年活動促進施設設置事業

在村青少年に対する各種研修の強化及び自主的な集団活動の促進を図るため、県内の主要な農業地域に農村青少年活動促進施設及び視聴覚教育設備を整備することとし、次の県に整備した。

(活動促進施設)

宮城県、茨城県、兵庫県、福岡県(3)、長崎県、鹿児島県(2)、沖縄県

(視聴覚教育設備)

宮城県、茨城県、群馬県、千葉県、新潟県、愛知県、福岡県(3)

(2) 農村青少年活動促進対策事業

農村青少年の農業経営及び農家生活に関する技術・知識の向上を図るとともに自主的なクラブ活動を助長し、その資質と能力を開発して優れた農業後継者を育成するため、次の事業を実施した。

ア 緑の学園開催事業

高等学校在学生で将来農業に就業しようとする者を対象に、農業への理解と関心を深め、農業の担い手としての意欲を高揚させるため、夏期休暇等を利用し、農民研修教育施設等で農業に関する実務実習、研修会等を46道府県で実施した。

イ 講座制研修事業

就農青少年の農業経営や農家生活に関する総合的能力を養うため、働きながら3カ年にわたり段階的、体系的に研修が受けられるパートタイム方式の研修を農業改良普及所と農民研修教育施設との緊密な連けいのもとに32道県において実施した。

ウ 青年農業士育成事業

農村青年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起するため、就農青年を対象に26道県において「青年農業士」の認定を行い、併せて認定後の自主的な組織活動を促進し、連帯感の高揚及び資質の向上を図った。

エ 指導農業士活動事業

現に優れた農業経営を行い、その農業経営を通じて農村青少年の育成に指導的役割を果たしている農業者の社会的評価を高め、農村青少年に対する育成指導活動を強化するため、これらの農業者を対象に 36 道府県において「指導農業士」の認定を行い、併せて認定後の自主的な組織活動の促進を図った。

オ 農民研修教育施設指導職員研修事業

農民研修教育施設指導職員の指導能力の向上を図るため新任者研修、教務研修、専門研修及び場長研修を実施し 240 人が受講した。

カ 農村青少年活動促進事業

農村青少年の農業への意欲や相互の連帯感の高揚を図るため、集団活動を推進するとともに、農業及び農家生活に関する知識・技術を体系的かつ計画的に習得させる研修等をメニュー方式により 47 都道府県において実施した。

2 農民研修教育施設の設置運営

優れた農業後継者を育成確保するため、農業後継者たる農村青少年に対して実践的な研修教育を行うことにより近代的な農業経営を担当するにふさわしい技術及び能力を習得させるとともに、これらの者が幅広い視野を備えた農業者として流動的な社会経済情勢に対処しうるようにすることを目的として農民研修教育施設を設置し(昭和 52 年度 19 校開設)、その研修教育の充実強化を図ることとし、次の事業を実施した。

(1) 農民研修教育施設の施設整備

研修教育を行うのに必要な研修施設(教育施設、宿泊施設、体育施設)及び総合技術教育設備(実用的実験設備、新技術関連施設、現場教育施設)について年次計画により整備を行つた。

(2) 農民研修教育施設の運営

農民研修教育施設における研修教育の効果を高めるために、講師謝金、旅費、教材等作成費等に対して助成した。